

社会福祉法人横浜博萌会 一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づき、各施設毎の一般事業主行動計画を策定しました。

策定した日(平成26年2月28日)

策定届年月日(平成26年3月11日)

施設区分	横浜いずみ学園	高齢者福祉センター	子どもの虹情報研修センター
		子育てを行う職員の仕事と家庭生活との両立を支援するための雇用環境と労働条件の整備を行うため、次のように行動計画を策定する	子育て配偶者の出産に伴う特別休暇制度を充実する。(幼い子供を抱え祖母等からの支援が受けられない夫の育児のための休暇の確保)
1. 計画期間	平成26年3月1日から 平成28年12月31日までの2年間	平成25年1月1日から 平成28年12月31日までの3年間	平成26年3月1日から 平成28年12月31日までの2年間
2. 内容	<p>目標1 子どもが生まれる際の父親の休暇の取得の促進。</p> <p>目標2 育児休業期間中の代替要員の確保や業務内容、業務体制の見直し</p> <p>目標3 育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知</p> <p>目標4 若年者に対するインターンシップ等の就業体験機会の提供、トライアル雇用等を通じた雇入れ又は職業訓練の推進</p> <p>(対策) 平成26年4月より導入、それまでに職員への周知を図る。</p>	<p>目標1 子育て配偶者の出産に伴う特別休暇制度を充実する。(幼い子供を抱え支援を受けられない夫の育児のための休暇の確保)</p> <p>(対策) 平成26年2月1日～ 現行の就業規則変更、職員への周知及び本格実施</p> <p>○出産時休暇(2日 ⇒ 3日) ○第2子以降、支援体制確保ができない場合5日とする。</p>	<p>目標1 引き続き毎週金曜日をノー残業デーとし、所定外労働時間数を現行よりさらに削減するよう努力する。</p> <p>目標2 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施</p> <p>目標3 育児・介護休業、育児休業や産前産後休業などの諸制度の周知をはかる。</p> <p>(対策) 平成26年3月1日～ 実施素案を全職員へ周知する。 平成26年4月1日～ 本格実施する。</p>